

本 原 原 発 第 6 号  
令 和 4 年 5 月 1 7 日

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書

原子力規制委員会 殿

住 所 名古屋市東区東新町1番地  
氏 名 中部電力株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員 林 欣吾

発電用原子炉主任技術者を次のとおり選任・解任したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の26第2項において準用する第40条第2項の規定により届け出ます。

主任技術者の選任・解任に係る発電所・所在地		浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561			
監督に係る原子炉		浜岡原子力発電所3号炉			
選任・解任年月日		令和4年5月1日			
		(正)		(副)	
		選任	解任	選任	解任
選任・解任した主任技術者	氏名及び生年月日				
	住所				
	主任技術者免状の種類及び番号 (取得年月日)			原子炉主任技術者第[ ]号 ([ ])	原子炉主任技術者第[ ]号 ([ ])
	職位				
職務分担				[ ]が病気その他やむを得ない事情により、職務を遂行できない場合に限り、原子炉の運転に関し、保安の監督を行わせる。	
選任理由				人事異動のため。	
添付書類		被選任者の略歴および原子炉主任技術者免状写			

主任技術者の選任・解任に係る発電所・所在地		浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561			
監督に係る原子炉		浜岡原子力発電所4号炉			
選任・解任年月日		令和4年5月1日			
		(正)		(副)	
		選任	解任	選任	解任
選任・解任した主任技術者	氏名及び生年月日				
	住所				
	主任技術者免状の種類及び番号 (取得年月日)			原子炉主任技術者第[ ]号 ( [ ] )	原子炉主任技術者第[ ]号 ( [ ] )
	職位				
職務分担		[ ]が病気その他やむを得ない事情により、職務を遂行できない場合に限り、原子炉の運転に関し、保安の監督を行わせる。			
選解任理由		人事異動のため。			
添付書類		被選任者の略歴および原子炉主任技術者免状写			

主任技術者の選任・解任に係る発電所・所在地		浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1			
監督に係る原子炉		浜岡原子力発電所 5 号炉			
選任・解任年月日		令和 4 年 5 月 1 日			
		(正)		(副)	
		選 任	解 任	選 任	解 任
選任・解任した主任技術者	氏名及び生年月日				
	住 所				
	主任技術者免状の種類及び番 号 (取得年月日)	原 子 炉 主 任 技 術 者 第 [ ] 号 ( [ ] )	原 子 炉 主 任 技 術 者 第 [ ] 号 ( [ ] )		
	職 位				
職 務 分 担					
選 解 任 理 由		人事異動のため。			
添 付 書 類		被選任者の略歴および原子炉主任技術者免状写			

# 略歴書

氏名  
生年月日  
最終学歴



略歴 <sup>※1</sup>	選任要件に該当する 実務内容	実務経験 <sup>※2</sup>	経験年数 <sup>※3</sup>
[Redacted]		(3)	4ヶ月
		(3)	8ヶ月
		(1)	4年4ヶ月
		—	—
		—	—
		—	—
		(3)	4年
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		合計実務経験年数	

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合はグループ等の詳細を記載すること。

※2 選任要件に該当する実務経験については以下の項目に分けて記載すること。

- (1) 発電用原子炉施設の工事に関する業務
- (2) 発電用原子炉施設の保守管理に関する業務
- (3) 発電用原子炉の運転に関する業務<sup>(注)</sup>
- (4) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (6) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

(注) 原子炉の運転に関する業務とは、原子炉の運転に際して必要となる保安規定において定められた、運転管理、放射性廃棄物管理および放射線管理の原子力発電所の保安活動に関する業務をいう。

※3 経験年数については※2で分けた項目ごとに記載すること。

第 [redacted] 号

# 原子炉主任技術者免状

[redacted]

[redacted]

第 [redacted] 回原子炉主任技術者  
試験に合格したので核原料  
物質、核燃料物質及び原子炉  
の規制に関する法律第41条  
第1項の規定に基づきこの  
免状を交付する

[redacted]

科学技術庁長官 中村喜四郎

